

令和7年6月2日 分「告示と公告に関するページ」掲載一覧表

種別	番号	件名
告示	136	地区計画の変更について
告示	137	海老名市指定下水道工事店の指定について（指定番号 6 1 7）
告示	138	公示送達について（（督促状）令和 6 年度課税分 市・県民税、固定資産・都市計画税、国民健康保険税）
選管告示	11	選挙人名簿からの抹消について
選管告示	12	選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数について
選管告示	13	選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数について
選管告示	14	選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について

海老名市告示第136号

地区計画等の原案を作成したので、海老名市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年条例第38号）第2条の規定により、次のとおり告示し、当該地区計画等の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、地区計画等の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間以内に、意見書を提出することができる。

令和7年6月2日

海老名市長 内 野



1 地区計画等の原案に係る種類及び名称

海老名都市計画地区計画 海老名市役所周辺地区地区計画

2 地区計画等の原案に係る位置及び区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

海老名市中新田二丁目、河原口字五大縄及び中央二丁目地内

3 縦覧場所

海老名市役所まちづくり部都市計画課

4 縦覧期間

令和7年6月2日から同月16日まで

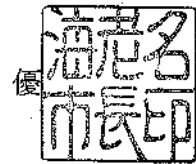


海老名市告示第 137 号

海老名市指定下水道工事店を下記のとおり指定したので告示する。

令和 7 年 6 月 2 日

海老名市長 内 野



記

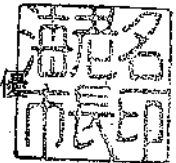
指定番号	工事店名	代 表 者	所 在 地
617	有限会社 杉田設備工事	杉田 進一朗	横浜市神奈川区神大寺三丁目3番8号

海老名市告示第138号

地方税法第20条の2及び海老名市市税条例第10条の規定に基づき、下記のとおり公示送達します。

令和7年6月2日

海老名市長 内野 優



記

- 1 公示送達する書類
督促状
令和6年度課税分 市・県民税、固定資産・都市計画税、国民健康保険税
- 2 公示送達を受ける者の住所・氏名
別添「公示送達者リスト」のとおり
- 3 公示送達する書類は、市長が保管し、いつでも送達を受ける者に交付します。

※ 詳細は、掲示場で確認してください。

公示送達者リスト

氏名	住 所	税目	期別
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		市・県民税	R 6 年度 3 期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		市・県民税	R 6 年度 3 期
		市・県民税	R 6 年度 3 期
		市・県民税	R 6 年度 3 期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		国民健康保険税	R 6 年度10期
		市・県民税	R 6 年度 4 期
		固定資産・都市計	R 6 年度随時 3 期
		固定資産・都市計	R 6 年度随時 3 期
		国民健康保険税	R 6 年度10期

海老名市選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第4号の規定により次の者を選挙人名簿から抹消した。

1 抹消する者の数

公職選挙法第28条第4号該当者 3人

2 抹消した者の氏名、性別、生年月日及び住所

氏名	性別	生年月日	住所

令和7年6月2日

海老名市選挙管理委員会

委員長 永江 次



※ 詳細は、掲示場で確認してください。



海老名市選挙管理委員会告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、2,329人である。

令和7年6月2日

海老名市選挙管理委員会

委員長 永 江 次 夫



海老名市選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、38,803人である。

令和7年6月2日

海老名市選挙管理委員会

委員長 永 江 次 夫





海老名市選挙管理委員会告示第14号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、19,402人である。

令和7年6月2日

海老名市選挙管理委員会

委員長 永 江 次 夫

